

## 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

令和元年会社法改正（2）－株主提案権－

2020年9月25日（金）15:02～17:02

オンライン開催

### 出席者（五十音順）

飯田	秀総	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石田	眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
北村	雅史	京都大学大学院法学研究科教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
小出	篤	学習院大学法学部教授
齊藤	真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科准教授

## 令和元年会社法改正（２）－株主提案権－

京都大学大学院法学研究科准教授  
山 下 徹 哉

### 目 次

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 1. はじめに                | (3) 制限の効果                 |
| 2. 株主提案権に関する規律の改正の概要   | (4) 制限の数                  |
| (1) 改正の経緯              | (5) 議案の数の数え方              |
| (2) 改正の内容              | ア. 総説                     |
| (3) 改正の趣旨              | イ. 役員等の選解任等に関する議案         |
| 3. 議案要領通知請求における議案の数の制限 | ウ. 定款変更に関する議案             |
| (1) 制限の趣旨              | (6) 拒絶する議案の決定の方法          |
| (2) 制限の対象              | (7) 複数の株主による共同行使の場合<br>討論 |

○前田 定刻になりましたので、日本取引所グループ金融商品取引法研究会を始めさせていただきます。

本日は、令和元年会社法改正の第2回目、「株主提案権」につきまして、京都大学の山下徹哉先生にご報告をお願いしています。

それでは、山下先生、よろしくお願いいたします。

○山下 ただいまご紹介にあずかりました京都大学の山下徹哉でございます。ご報告の機会をいただき、ありがとうございます。

また、4月から研究会に参加させていただいて、こういうオンラインという形ゆえ、なかなかきちんとご挨拶する機会がなく今に至っておりますけれども、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 1. はじめに

本日の報告では、令和元年12月4日に成立しました「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」に基づく会社法改正のうち、株主提案権に関する改正を取り上げます。

具体的には、株主提案権に関して会社法305条に規定する議案要領通知請求権における提案可能議案数に制限を課すという改正がなされました。改正法の施行日については、前回前田先生がご報告された「株主総会資料の電子提供制度」の創設などは除きまして、原則としては、改正法の公布の日（令和元年12月11日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（附則1条本文）。

この施行日につきまして、法務省は、本年9月1日に会社法施行規則等の改正に関するパブリックコメントを開始するに際して、令和3年の3月1日を施行日として予定していることを公表して

います。そのため、株主提案権に関する改正も来年3月1日に施行されることが予定されています。

株主提案権に係る経過措置としましては、附則3条で、施行前にされた会社法305条1項の規定による請求、つまり議案要領通知請求権につきましては、なお従前の例によるとされています。

請求の日が施行日より前か施行日後かで、旧法が適用されるか、新法が適用されるかが分かれることとなります。これは、改正前の規律を前提としてされたと思われる施行日前の請求に改正法の規定を適用すると、請求株主に不測の不利益を生じさせるおそれがあるからです（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅱ〕」商事法務2223号（2020）10頁）。

## 2. 株主提案権に関する規律の改正の概要

### （1）改正の経緯

株主提案権は、そもそもは、昭和56年商法改正により導入された制度です。導入時においては、その制度趣旨について、株主が自らの意思を株主総会に訴えることができる権利を保障することにより、株主の疎外感を払拭し、経営者と株主の間あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくして、開かれた株式会社を実現しようとするものであると説明されています（稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982）131頁）。

制度導入の背景事情としましては、当時の株主総会に関して次に述べるような事情がありました（稲葉・前掲126～127頁）。

当時の株主総会は、特殊株主たる総会屋が跋扈し、さしたる議論もなく短時間で会議が終了していました。このような状況が問題視され、形骸化した株主総会を実質的に機能するものとする（形骸化の是正・その活性化）が必要と考えられました。そのために、株主総会において個々の株主の意思がよりよく反映されるようにして、一般の株主の株主総会への参加意欲を向上させるための措置の一つとして、株主提案権が導入されました。

このように株主提案権という制度は、株主からの提案が出され、それが他の株主に通知され、あるいは株主総会の場で取り上げられるということ自体に意味があるという理解の下で立法化されたと言えます（前田重行「株主提案権（商法232条ノ2）の解釈論的検討」『株主総会制度の研究』（有斐閣、1997）175～178頁、後藤元「株主提案権に関する規律（とその趣旨）の見直し」商事法務2231号（2020）13頁）。

当時の上場会社は、株式持合いにより安定株主の比率が高かったため、株主による提案が経営陣の反対にもかかわらず実際に決議として成立する、というようなことは期待されていなかったわけです。

また、経営者としては、噴飯物の提案や特殊株主による提案がなされることはあるだろうが、真摯に対応し、不合理なものであれば多数決で否決すればよいというふうに説明されていました（稲葉・前掲131頁）。

このようにして導入された株主提案権は、導入当初より、支配権争奪のために用いられ、社会運動の一環として利用されたりと、様々な目的で用いられていました。また、その後の傾向としましては、運動型株主による提案（電力会社に対する原発反対運動など）が増加したり、特に2000年代に入ってから、投資ファンドによるアクティビズムの一環としての提案が増加したりするなどしていました（中西敏和「株主提案権制度の変化と総会実務への影響」資料版商事法務338号（2012）14頁、田中慎一「株主提案権制度の問題点」西南学院大学法学論集45巻3＝4号（2013）167頁）。

そうした中で、株主提案権の在り方に大きな注目が集まりましたのが2012年です。野村ホールディングスの2012年定時株主総会におきまして、一人の株主から100個に及ぶ、内容的にも荒唐無稽と言わざるを得ない議案の提案がなされました。

また、HOYAの2012年の定時株主総会におきまして、一人の株主が63個の議案を提案しました。

この HOYA の株主提案につきまして、会社側が招集通知、株主総会参考書類への記載を拒否したことで、株主が、提案の招集通知などへの記載を命ずる仮処分命令を求めた事案があり、これについて一定の目的による株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があることを認める東京高裁決定が出ています（東京高決平成 24 年 5 月 31 日資料版商事法務 340 号 30 頁）。

また、この間に日本の上場会社の株主総会の在り方も大きく変化したわけですので、その後も今に至るまで継続的に変化しつづけるということができます。つまり、株主総会を巡る状況の変化としまして、総会屋はほぼ姿を消しました。また、株主総会を IR の場として活用して積極的に株主とコミュニケーションをとろうとする上場会社が増加し、シャンシャン総会ではなく、株主に対して開かれた株主総会が今や主流であるとも言われています。

また、株式持合いの解消が進んで、安定株主比率は低下する一方で、外国人投資家や機関投資家の保有比率が高くなっています。加えて、スチュワードシップ・コードの策定とともに、機関投資家と投資対象会社との対話や議決権行使の合理化が強く推奨されるようになっていきます。こうした状況の下で、株主提案議案について相当程度の賛成を得るものも散見されるようになり、可決される事例も見られます。

以上のように、制度導入当時とは株主総会を巡る状況が変化したことや、明らかに濫用と言える事例が現れたことから、研究者や実務家により、株主提案権の適正な行使の在り方について盛んに議論がなされるようになりました。

具体的には、濫用の抑止策として株主提案権の行使が権利濫用として許されない類型の検討や、定款記載事項に限界を設けることの検討、提案議案数の制限を導入することの検討が行われています（武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務 1973 号（2012）52 頁、松井秀征「株主提案権の動向」ジュリスト 1452 号（2013）41 頁、

松尾健一「株主提案権の見直しの要否—近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報 86 巻 3 号（2014）48 頁、荒達也「株主提案権」法学教室 421 号（2015）11 頁等）。

また、株主提案権の導入当時と現在との間の状況の変化に応じまして、株主提案権の制度趣旨自体を見直し、経営者の規律付けの手段としての機能を重視しようとする見解も主張されています（松尾・前掲 53 頁、飯田秀総「株主提案権の濫用的な行使と会社法改正」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言〔2018 年度版〕』（資本市場研究会、2017）248～249 頁、松中学「株主提案権制度の目的—日米比較を踏まえて」森淳二郎先生退職記念『会社法の到達点と展望』（法律文化社、2018）450～451 頁）。

このような見解は、提案が出されること自体には大きな意味を見出さないということから、株主提案権の行使要件のうち 300 個以上の議決権という持株要件の引上げ又は削除を主張し、あるいは少なくとも要件の厳格化に好意的だということです。

以上のような経緯を背景としまして、令和元年会社法改正で株主提案権に関する規律の見直しが行われたわけです。

## （2）改正の内容

改正法は、株主提案権につきまして、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求をすることのできる議案の数の上限を 10 とする旨の定めを追加しました（改正 305 条 4 項・5 項）。数的な制限の導入ということになります。

その一方で、内閣提出法案の段階では、目的等による議案の提案の制限、つまり、専ら人の名誉を侵害するなどの不当な目的による議案の提出などの場合を請求拒絶事由とする改正も提案されていました。内容的制限ということになります。しかし、国会における法案審議において、これを削除する旨の修正がなされています。

また、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における調査審議の過程では、株主提案権の行使要件のうち 300 個以上の議決権という持株要件の引上げ又は削除、株主総会の日の 8 週間前までという株主提案権の行使期限の前倒しも検討事項に挙げられていました。

しかし、最終的にこれらの見直しは行わないこととされ、法制審議会総会で採択された会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱には盛り込まれませんでした。

### （3）改正の趣旨

改正の趣旨は、立案担当者の説明によれば、次のようなものになります（竹林ほか・前掲解説 4 頁）。

株主提案権が濫用的に行使されること——具体的に想定されているのは、一人の株主により膨大な数の議案が提出されるようなことですが、そのことにより株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなどが弊害として指摘されています。

そこで、株主提案権が本来の目的に資するように行われることを確保するため、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、提案できる議案の数を制限する、と。そして、ここで言う株主提案権の本来の目的とは何かといいますと、昭和 56 年の制度導入時に説明された制度趣旨を維持するというような説明がされています。

改正の経緯でご説明しましたように、研究者や実務家が株主提案権に関する規律の見直しを議論するようになった背景事情としては、制度導入当時とは株主総会を巡る状況が変化したことと、明らかに濫用と言える事例が現れたことの 2 つがあったわけです。

令和元年会社法改正における株主提案権に関する規律の改正は、この 2 つの背景事情のうち、専ら後者の明らかな濫用事例の出現に注目し、その

弊害に対処することを目的として行われたとすることが出来ます。

前者の株主総会を巡る状況の変化は全く考慮していないとまでは言えませんが、あまり重視されていないということになるかと思われまます。したがって、株主提案権の制度趣旨の見直しは、改正の検討過程におきましてほとんど議論の対象となりませんでしたし、むしろ導入時の制度趣旨が現在でも維持されるということを前提として議論が進められました。

令和元年会社法改正における以上のような基本的な方向性は、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会に提示されました、同部会の事務当局である法務省民事局参事官室が作成した資料におきましても、検討当初の部会資料から中間試案の補足説明、そして改正法案成立後の立案担当者解説に至るまで、一貫して示されています。

さらに、国会の法案審議における政府側の答弁でも、株主提案権の制度趣旨は、今日でも昭和 56 年改正当時に示されたものと変わらないと認識している旨が明確に示されています。

この基本的方向性は、法制審議会への諮問以前に、研究者、実務家及び法務省民事局参事官室の会社法担当者を構成員として、公益社団法人商事法務研究会に設置された会社法研究会が取りまとめた報告書においても、同様に示されています。

ただ、その会社法研究会での検討を見ますと、最初期の資料では、「会社と株主との間のコミュニケーションを図るという株主提案権制度の導入当初の目的については大方達成されたという指摘がされるようになり」といった記述があり、株主提案権の濫用的な行使が散見される状況において、株主提案権の導入当初の合理性が現在もそのまま維持できるかという指摘や、株主提案権の行使要件についても近時の動向等を踏まえつつ再検証すべきではないかという指摘がされているといったことについて言及があります。

そのため、株主提案権の導入当時と現在との間の状況の変化に応じて、株主提案権の制度趣旨自

体の見直しが検討課題になり得ることは、法務省民事局参事官室も当初から認識していたと思われませんが、その点にさかのぼった見直しは早々に放棄されたということになります。

その結果として、株主提案権の行使要件のうち、300 個以上の議決権という持株要件の引上げ又は削除は、その主要な論拠を失い、見直しの対象とならなかったように思われます。

国会における法案審議におきまして、内容的制限の削除という修正が行われたことも、膨大な数の議案が提出されたという明らかな濫用による弊害に対処するというだけであれば、数的制限さえあれば一定の効果が期待できるということが大きく作用したのではないかと思われます。

株主から提案が出されること自体に意味があるという昭和 56 年改正当時の制度趣旨を前提とする限り、数的制限を超えて内容的制限を明文化することは過剰な制約となる可能性があるという批判に反論することは難しかったのであろうということになります（後藤・前掲 15 頁）。

制度趣旨自体の見直しが議論対象とされなかった理由につきまして、権利濫用の防止に必要な限度を超えて株主提案権制度の本質的な修正、すなわち縮減を試みた場合には、政治的な反対によって改正法の成立が危うくなるということを参事官室が懸念したからだという指摘がされています（後藤・前掲 14～15 頁）。

実際、国会での法案審議における質疑で昭和 56 年改正当時に示された制度趣旨は依然として重要であるということを経験した議員が主張して、参事官室の判断は現実の政治状況に即したものであった可能性が高いのは確かであるように思われます。これは、裏返せば、政治的な反対に対抗できるほどに学説における議論が煮詰まっていたわけではなく、そういったこともあって改正を正当化するだけの論拠に乏しかったということなのかもしれません。

以上で令和元年会社法改正における株主提案権に関する規律の改正の概要の確認を終え、次に具

体的な改正内容の検討に入ります。

### 3. 議案要領通知請求における議案の数の制限

#### (1) 制限の趣旨

改正法は、前述のとおり、株主提案権を行使して提出できる提案について数的制限を課すこととしています。その趣旨は、改正の趣旨として先ほど説明しましたとおり、株主提案権の濫用的な行使による弊害に対処するという点にあります。

ここで言う「弊害」として何が考えられているかといいますと、改正法成立後の立案担当者の解説によれば、「株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなど」と説明されています（竹林ほか・前掲解説 4 頁）。

株主総会における審議の時間との関係におきましては、実は改正法成立前の段階では、法務省民事局参事官室が作成した法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における部会資料や中間試案の補足説明、さらには神田秀樹部会長による要綱案の解説も含めまして、「株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ」というふうに「無駄に」という表現が含まれていました（部会資料 3 第 1（補足説明）、中間試案の補足説明・第 1 部第 2 冒頭部分、神田秀樹「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅱ〕」商事法務 2192 号（2019）4 頁）。

つまり、改正法成立前の段階の説明では、濫用的に提案された議案を審議対象とすること自体に対する否定的評価が含まれたが、改正法成立後はそのような評価は説明から除かれたと見ることができます。

これについて、提案数が多ければ、当然に不合理で無意味な提案内容であり、その審議の時間は無駄であると断定することができるかという点、それは疑問があります。提案内容自体は合理的な内容である場合があり得ることは否定できないだろうということです。

そのため、たとえ提案の内容が合理的なものであっても、つまり、その審議の時間が全くの無駄であると言うことはできないとしても、特定の株主が株主総会における審議の時間等を独占することは問題であるという評価を会社法は行い、そのために数的制限を課したのだというふうに理解する方がよいように考えられます（飯田・前掲将来展望 258～259 頁、飯田秀総「株主提案権に関する規律の見直し」法律のひろば 73 巻 3 号（2020）18 頁等）。

そういう点で言いますと、改正法成立後の立案担当者の解説における説明の仕方は妥当であろうと評価できます。

次に、株式会社における検討等に要するコストにつきましては、「株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコスト」と説明されています（部会資料 3 第 1（補足説明）、中間試案の補足説明・第 1 部第 2 冒頭部分、神田・前掲 4 頁、竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の概要」商事法務 2220 号（2020）4 頁、7 頁）。

また加えて、近年、機関投資家を始めとする株主による議決権行使が重視されるようになっていくことから、その前提として、株主が議案を十分に検討できる状況の確保が重要であり、ほかの株主による議案の検討等に要するコストというのも制限の理由に含める見解が主張されています、それも含められてよいのではないかと思います（飯田・前掲ひろば 18 頁）。

## （2）制限の対象

数的制限は、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求（305 条 1 項）をする場合に、当該株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数の上限を 10 とするものです。

そうしますと、取締役会設置会社以外の会社の場合は制限されないこととなりますが、その理由としては、株主総会が会社法に規定する事項及び会社の組織・運営・管理その他会社に関する一切の事項について決議することができること（295

条 1 項〔取締役会設置会社以外の会社における株主総会の万能機能性〕）、株主が議場において新たな議題・議案を追加して提案することができること（303 条 1 項〔議題提案権の行使期限の定めなし〕）が挙げられています（竹林ほか・前掲解説 5 頁）。

これは機関権限の分配として、株主が株主総会の決議を通じて会社経営に直接関与することが想定されており、そうしますと、株主総会の議場において臨機応変に議題・議案を設定できることが必要になります。そういったことから、株主提案権の行使の制限は適切ではないと考えられたということだろうと理解することができます。

次に、議案要領通知請求のみが制限の対象となっていて、議題提案権（303 条）や議場における議案提案権（304 条）は制限の対象になっていません。そのうち議題提案権を制限しない理由としては、令和元年改正前会社法において、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の提出の制限（304 条但書、改正前 305 条 4 項〔泡沫提案の制限〕）と同様の制限が設けられていなかったこと、そして、株主総会参考書類を交付しなければならない会社においては、株主が議題提案権を行使したが、これに対応する議案の要領を追加しなかったときは、会社は提案を拒否できると解され（会社則 93 条、66 条 1 項 1 号参照）、あるいは議題提案権の性質上、膨大な数の議題を提案することは想定し難いなど、数的制限の必要性がそれほど大きくないことが挙げられています（竹林ほか・前掲解説 5 頁）。

ここで、議題提案権に泡沫提案の制限がない理由が、議題提案権が株主の基本的権利だからであるという説明は、従来の議論においては、私が調べた範囲では見当たりませんでした。ただ、法務省民事局参事官室の資料の中でこういうことが掲げられているので、どこかでそういう主張がされているのかもしれませんが、私が調べた範囲では見当たらなかったわけです。それよりは、技術的には、議題は採決の対象ではなく、それ自体を泡

沫提案と評価するのが難しいということや、実質的に見ましても、株主が提案した議題に通常付随するであろう株主が提案する議案について泡沫提案の制限をすれば足りるという話ではないかと思えます。そのため、議題提案権の行使が数的制限の対象とならない理由は、その必要性の乏しさに基づくものと言えよいのではないかと思っています。

議場における議案提案権の行使を制限しない理由としましては、その数的制限の必要性が大きくないということが挙げられています（竹林ほか・前掲解説5～6頁）。

取締役会設置会社では、招集者が会議の目的と定めて株主に通知した事項以外は決議できませんし（309条5項）、議案の修正動議の範囲は議題から予見可能な範囲内に限定されます。また、議長の議事整理権・秩序維持権（315条1項）に基づいて議案の取捨選択も可能であろうというようにその根拠です。この説明につきましては、そのとおりということで問題はないのだろうと考えています。

### （3）制限の効果

議案要領通知請求における議案の数の制限は、株主が提出することのできる議案の数を10とするものですが、株主が10を超える数の議案を提出する場合には、その10を超える部分の議案については、議案要領通知請求権は否定されることとなります（改正305条4項前段）。

その意味としましては、10を超える部分の議案について、通知をする法的な義務を会社に発生させるという意味での株主の通知請求権は存在せず（「前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない」）、したがって、会社は株主による通知請求を拒絶できるということです。これは拒絶事由を定めたものであると解釈されます（神田・前掲5頁、竹林ほか・前掲解説6頁）。

そうしますと、会社が拒絶せずに任意に議案の

要領を通知することは認められます。任意に通知した場合に、株主総会決議に違法の瑕疵が生じるなどの事態は生じないというふうに考えられます（神田・前掲5頁）。

このような解釈は、実質論としても望ましいのではないかと思われます（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第14回会議議事録32頁〔野村修也委員発言〕、第16回議事録19頁〔前田雅弘委員発言〕）。

後で取り上げますけれども、議案の数の数え方が必ずしも明確ではありません。そのため、会社が安全策をとって、適法な議案の提案があったと認めたところ、実は客観的には10を超えていたという場合に、任意の通知をすれば決議に瑕疵が生じるということにすると、それは会社にとって酷であろう、と。また、その10を超える部分の議案に係る決議のうちどの決議に瑕疵が生じることになるかが不明確であり、混乱が生じ得ることが指摘されています、それはそのとおりであろうと思います。

ただ、「適用しない」という文言になっていて、その文言から今申し上げたようなことを読み取ることは難しいという指摘がされています（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第16回会議議事録19頁〔前田雅弘委員発言〕、第200回国会衆議院法務委員会会議録11号（令和元年11月22日）19頁〔串田誠一委員発言〕）。

しかし、従前から存在する泡沫提案の制限（改正会社法305条6項）も同様に「適用しない」という文言を用いていて、そしてこれは拒絶事由を定める規定であると解釈されていたので、それと平仄を合わせたという説明がされています（竹林ほか・前掲解説6頁）。文言として分かりにくいことはそのとおりと私も思いましたが、法制上の理由からこういう文言になったようです。

### （4）制限の数

既に何度も述べましたが、株主が提出すること



のできる議案の数は 10 とされています。法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における審議の過程では、その中間試案におきまして、5 とする案も提示されていました。また、部会で出された意見の中には、1 や 3 とする案も主張されていました。

そうした中で 10 とされた理由としては、近年の行使状況を見ると、株主の提出に係る議案の数は、各株主につき多くても 10 程度にとどまっていること、株主が同一の株主総会に議案を何十も提出する必要がある場合は想定しづらいこと、が挙げられています（竹林ほか・前掲解説 6 頁）。

したがって、10 という制限数は、市民運動型の提案も含めまして従来の株主提案の実務（の大部分）を実質的に制限はせず、ごく一部の濫用的な行使を思いとどまらせるようなメッセージを送るものということになるかと思えます（齊藤真紀「株主提案権の規制」ジュリスト 1542 号（2020）28 頁）。これは、改正の趣旨との関係では整合的だろうと思えます。

ただ、制限数を幾らにするかは、議案の数の数え方と極めて密接に関連する問題です。提案株主が容易に議案を 1 議案にまとめることが可能なのであれば、制限数は小さめの数とした方がよいのでしょうし、1 議案にまとめることができる場合が限定的なのであれば、制限数は大きめの数の方がよいように思えます。この点に関するルールを次に確認します。

## （5）議案の数の数え方

### ア．総説

令和元年会社法改正の前は、議案の数に法的な意味があまり与えられていませんでしたので、議案の数え方について明確な基準を設ける必要性が小さかったわけです。ただ、実務上は、役員等の選解任等に関する議案は 1 候補ごとに 1 議案と解されていました（東京地判平成 19 年 12 月 6 日判タ 1258 号 69 頁参照）。これは、候補者ごとにそれぞれ採否を決定すべきであると考えられている

ことに由来するように思います。

そのほかの案件の場合も、やはり議案が採決の単位として機能する点に着目し、採決の単位としてふさわしいと提案者が考える範囲で 1 つの議案と設定し、それに従って取り扱われていたものと思われま

す。これに対しまして改正法は、株主が提出することのできる議案の数に上限を設定しました。この数の数え方次第で帰結が異なり得ることになりましたので、数え方あるいは議案の数というものが法的に大きな意味を持つこととなります。そのため、数の数え方に一定のルールを設けることが紛争の未然防止の観点からは望ましいと言えます。

しかも、役員等の選解任等に関する議案や定款変更に関する議案につきましては、従来の 1 議案としての設定方法や数え方をそのまま用いると、後で述べますような不都合が生じ得ます。そこで改正法は、役員等の選解任等に関する議案や定款変更に関する議案につきまして、議案の数の数え方に関する特別の定めを置いています（改正 305 条 4 項後段各号）。

なお、この特別の定めによる数え方は、提出可能議案数の制限（10）を上回っているか否かの判断においてのみ妥当します。株主総会における採決との関係では、この定めとは無関係に従来どおりの議案の設定方法、数え方を維持することができると考えられます（齊藤・前掲 29 頁）。

### イ．役員等の選解任等に関する議案

具体的には、役員等、つまり取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の選任又は解任に関する議案及び会計監査人を再任しないことに関する議案は、当該議案の数にかかわらず、1 の議案とみなされます（改正 305 条 4 項 1～3 号）。

この取扱いの理由としましては、従来の取扱いのように 1 候補者ごとに 1 議案だとしますと、役員等の数次第では、1 の株主総会において株主が希望する全ての人事案を提出できなくなるおそれがありますし、提出できるとしても、ほかの議案

の提出できる数が大きく制約されるおそれがあります。それゆえに、株主提案権の行使を過度に制約する懸念があるということが挙げられています（竹林ほか・前掲解説7頁）。

その結果として、取締役の全部又は一部を入れ換えて行う「支配の交代」（松中・前掲435頁）を株主提案権の行使により行うことができる、委任状勧誘など株主自身が費用負担して行うほかの手段によらなくてもよい、という従来の法状態が最大限維持されることとなりました（飯田・前掲ひろば21頁）。

なお、数え方としましては、役員等の選任で1の議案、役員等の解任で1の議案、会計監査人の不再任で1の議案ということとして、役員の種類ごとに分けて数えるということとはしないとされています。つまり、「役員等」という文言は、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人を含みますが、その各役職のうち複数の役職について選任を提案する場合も、全てまとめて1の議案となります。

通常、例えば取締役の選任と監査役の選任は別の議題であると解されますけれども、このような議題をまたぐ場合にも、議案の数の数え方としては1ということになります（神田・前掲9頁注2、竹林ほか・前掲解説9頁注7、飯田・前掲ひろば21頁、齊藤・前掲29頁）。

#### ウ．定款変更に関する議案

定款変更に関する2以上の議案は、当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合に、1の議案とみなされます（改正305条4項4号）。

このような定めが設けられた理由ですけれども、定款変更に関する議案は、提案者が採決の単位としてふさわしいと考える限りで、任意に1つ又は複数の議案として設定することが可能であると思われれます。その点で、理論的な限界は特にないということです。

しかし、株主が相互に無関係な膨大な数の条項

を1の議案として提出するときに、提出可能議案数の制限との関係でも、そのまま1の議案として取り扱うならば、数的制限の意味が大幅に減殺されてしまいます。そこで、議案の数の数え方について提案者の任意に委ねず、一定のルールを設けることが必要とされまして、そうして設けられたのが前述の定めということになります（竹林ほか・前掲解説8頁、齊藤・前掲29頁）。

ただ、その意味するところは、規定の文言を読むだけでは非常に分かりにくいように思います。立案担当者の説明によりますと、次のような意味であると言われています（竹林ほか・前掲解説8頁）。

#### ・第1ルール

提出可能議案数の制限との関係では、定款の変更に関する議案は、原則として請求株主が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して議案の数を数え、議案の数の制限を及ぼすのが相当である。

#### ・第2ルール

定款の変更に関する2以上の議案が提出された場合に、これらの議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性があるときは、それらの議案の内容に密接な関連性が客観的に認められ、表裏一体のものとしてまとめて可決されることが念頭に置かれて提出されていると考えられるため、提出可能議案数の制限との関係では、1の議案とみなす。

このようなルールそのものは、提出可能議案数の制限の趣旨・目的と整合的であるように思われますが、このルールについて3点ほど論ずべき点があります。

#### 論点1：条文上の根拠

第2ルールは、改正305条4項4号の定めそのものです。その第2のルールにおける「2以上の議案」に当たるか否かは、第1のルールにより決まることとなります。しかし、第1のルールそのものを定める規定は、改正後も会社法には存在し

ません。何らかの形で条文に根拠を求めるとしますと、改正 305 条 4 項 4 号の「2 以上の議案」の「議案」とは、提案者が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して、1 のまとまりとして考えることのできるものを意味すると解釈することが考えられます（飯田・前掲ひろば 23 頁）。

そして、このように考えたうえで、さらに改正 305 条 4 項で用いられているほかの箇所の「議案」という文言も同様に解釈すべきなのだとすれば、305 条 4 項各号に掲げた議案以外の議案も、数的制限の適用に際しては、請求株主の設定した議案の形式ではなく、議案の内容に着目してその数を数えるべきことになると思われます（飯田・前掲ひろば 25 頁注 19）。

ただ、立案担当者がここまで考えていたかどうかはよく分からないところです。立案担当者は、例えば改正 305 条 4 項各号に掲げた議案以外の議案については、議案の数の制限を形式的に適用することとしても不都合が生じ得ることはあまり想定されないため、特別な定めを置いていないという説明をしており、また、現在の実務を前提とすると、株主が議案を分けて提出しない限り、形式的に 1 の議案として取り扱うこともあるというような説明をしています（竹林ほか・前掲解説 7～8 頁）。ここで言う「形式的に」の意味次第なのですが、それを提案株主の設定した議案の形式に従ってそのまま取り扱うという意味なのだとすると、定款変更議案とそのほかの議案とでは、議案の意味あるいは議案の数え方の意味が少し変わってくるというふうに考えているとも読めるところでして、この点についてはよく分からないところです。

#### 論点 2：第 1 のルールにおける議案の数え方

2 つ目に論ずるべき点は、第 1 のルールにおいて議案の内容に着目して議案の数を数えるときのその数え方です。これ自体は、条文上は何らの手がかりもありません。

立案担当者が例示するものとしましては、商号

と本店所在地というそれぞれ別個の定款記載事項を変更する議案は、その内容に着目すれば別個の議案であるというふうに説明されています（竹林ほか・前掲解説 8 頁）。

その一方で、監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行する場合に、「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うという議案」を、第 1 のルールにいう 1 の議案、「監査役の廃止とそれに伴う規定の整備を行うという議案」をやはり 1 の議案としています。その上で、後述するように、第 2 のルールにより、両者は 1 の議案とみなされることとなります。

この場合、それぞれ定款記載事項としては別個とも評価し得る種々の定款の条項の変更を伴いますが、それぞれ監査等委員会の設置や監査役の廃止に伴う一連の変更であることから、1 の議案と見るのかなというふうに思います。

ただ、そうしますと、議案の数の数え方についてあまり基準らしきものがないようにも思えます。第 1 のルールにおける議案の数の数え方は、社会通念に照らして判断することになるのかもしれないというふうに思われます（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第 17 回会議議事録 12 頁〔田中亘幹事発言〕、14 頁〔北村雅史委員発言〕参照）。

#### 論点 3：第 2 のルールにおける相互に矛盾する可能性の有無の判断基準

立案担当者が例示していますのは、先ほど例に挙げましたが、「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うという議案」と「監査役の廃止とそれに伴う規定の整備を行うという議案」のように、議決が分かると法令上相容れない定款条項の併存を招く場合がこれに当たるということとして、これは明らかにそうなのだろうと思いません（竹林ほか・前掲解説 8 頁、齊藤・前掲 29 頁）。

しかし、この場合以外にどのような場合まで矛盾すると言えるのかは定かではありません。今ま

で説明されているところでは、その矛盾というのは、論理的に矛盾するというを明示しているわけではないので、それよりは広く解釈する余地があると言われていています（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録11頁〔竹林俊憲幹事発言〕）。また、判断するに際して提案の理由を考慮するかについて、考慮するとしても、相当程度限定的なものになるという説明がされたりもしています（神田・前掲7頁）。

提案内容の文言のみを見ても、複数の提案間の関係性を判断しづらい場合があるので、ある程度提案の理由も考慮に入れる必要が出てきますが、しかし提案株主の主観的な意図を全面的にくみ取る必要はなく、提案された変更が実現した際に当該条項を用いる客観的な意味及びその趣旨について提案株主が提出した理由を参考に読み解くという程度にとどまるというような見解も出されています（齊藤・前掲30頁）。

全体的には、議案の内容に密接な関連性が客観的に認められ、表裏一体のものとしてまとめて解決されるべきものと言えるかどうかという点から、「矛盾」という言葉を広く解釈するという方向性であろうと思います。

ただ、今まで述べていたように第1のルールと第2のルールを区別するのだとすると、その区別が不明確なことは否めません。といたしますのは、第1のルールで既に複数条項にまたがる定款の変更を1の議案と評価するのであれば、それと第2のルールとの境界が不明確になります。

例えば、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、外国の例ですけれども、定款規定中の「he」を「he/she」に性別中立的な言葉に改めるという定款変更が相互矛盾と言えるかどうか。つまり、第2のルールの問題として議論されていました（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第11回会議議事録48頁〔藤田友敬委員発言〕、第17回会議議事録11頁〔大竹昭彦委員発言、竹林俊憲幹事発言〕）。ただ、これは形式的な文言修正に伴う一連の変更ですので、そうだと見れば、

第1のルールの問題として、社会通念上1の議案であるとも考えることもできなくはありません（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録14頁〔北村雅史委員発言〕はその趣旨か）。

では、区別を明確にするために、第1のルールでは、例えば1つの条項の変更を1の議案と評価するなどのように、1の議案としてのまとまりを狭く解釈するべきかといいますと、そう考えた場合には、まとまりを構成するかどうかは全て第2のルールの問題として処理することになります。ただ、このような解釈をとりますと、監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うような提案で想像できますように、多数の条項変更について矛盾関係の有無を一個一個検討する必要が出てきて、その作業はそれほど容易ではないのではないか、という問題が生ずる可能性があります。

そのようにいろいろ考えてみますと、議案の数の数え方は、最終的には社会通念に帰着すると言うしかなくて、そうだとすると、この部分の規定は、判断基準を明確化しようとしたけれども明確化できていないという評価にならざるを得ないのかもしれない。

少なくとも会社側は、請求株主が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して議案を分割して数えることができ、しかし、その際に議決が分かると相互に矛盾する可能性があると言えるような密接な関連性がある限りで分割は許されないということを示したという意味はあります。しかし、判断基準としてうまく機能するかは、やはりよく分からないと考えられます。

#### （6）拒絶する議案の決定の方法

議案要領通知請求におきまして、株主が提出しようとする議案の数が10を超える場合に、会社は10を超える部分の議案について招集通知の記載を拒絶できます。この場合に、具体的にいずれの議案を拒絶の対象にするかを、誰がどのように決めるのが問題となります。

これについて改正法は、原則として取締役がこれを定めるとしつつ、請求株主が提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役はその優先順位に従いこれを定めると規定しています（改正305条5項）。このようなルールとなった理由は、株主提案権を行使する株主の意思を尊重する必要性と会社の事務負担の程度を考慮して、そのバランスをとったものとされています（竹林ほか・前掲解説9頁）。

そして、取締役による拒絶対象議案の決定の方法につきましては、立案担当者は、あらかじめ株式取扱規程等で定めておくことが考えられ、その決定方法が合理的なものである限り、取締役はその方法に従って決定できる、というふうな説明をしています（竹林ほか・前掲解説9頁注10）。

合理的な決定の例は、レジュメ（8頁）に掲げたようなものです。立案担当者は、これに関して、国会での法案審議の過程で、法務省令で取締役による議案の決定方法についてあらかじめ株式取扱規程等で定めておくことができる旨を定めるといふようなことを政府側答弁として述べていました。しかし、9月1日にパブリックコメント手続に付された会社法施行規則改正案をざっと見た限りでは、これに関する規定は見当たりませんでした。

ここで問題になりますのが、拒絶対象議案の決定と改正305条6項における内容制限や権利濫用による拒絶との関係についてです（神田ほか・前掲57～60頁、飯田・前掲ひろば20頁）。

例えば、株主が10を超える議案を提出しようとするときに、株主が定める優先順位に従って選択された上位10の議案の中に内容制限等に該当して拒絶することができる議案が1つあるような場合に、取締役としては、残りの9の議案のみを通知の対象とすれば足りる（ $\alpha$ 説）のか、それとも、排除された議案の代わりに次順位の1つの議案を通知の対象に加えなければならない（ $\beta$ 説）のか、という問題があります。

これにつきまして立案担当者は、 $\alpha$ 説を採って

います。請求を受けた会社側が形式的に数えて提案議案数を減らせるようにするためです（神田・前掲9頁注1。法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第17回会議議事録14～15頁〔野村修也委員発言、竹林俊憲幹事発言〕参照）。これに対しまして $\beta$ 説を主張する見解もあります。10の議案までは提案を認めるのが制度の趣旨であると思われることを理由に挙げています（飯田・前掲ひろば20頁）。

この問題についていかに考えるべきかですが、拒絶する議案の決定の方法は、株主提案権を行使する株主の意思を尊重する必要性と会社の事務負担の程度のバランスの問題ですが、 $\beta$ 説を主張する見解からは、株主側で勘案すべき事情としては、次のようなことが指摘されています。

議案の数の数え方において株主と会社側に見解の相違が生じる可能性があり、株主側の意図としては10以下の議案であったのに、会社側の見解によれば10を超える議案となるとして、10を超える部分の議案を拒絶し、残った10の議案のうちからさらに一部を拒絶することを許すというのは、株主にとっての不利益が大きいのではないのかということです。

そのうえで、10の議案を形式的に決めて、その中に違法なものが含まれていれば、その分だけ次順位のことを追加するという作業であれば、会社側の事務負担はそこまで深刻ではないとも主張されています（飯田・前掲ひろば20頁）。

ただ、 $\beta$ 説の下で、例えば株主が100の議案を提出し、株主が定める優先順位によれば90番目までの議案は内容制限や権利濫用による拒絶があり得るものである一方で、91番目以降の議案は、拒絶はあり得ない合理的な内容であるような場合—これがどれほど現実的なものであるかは別にしまして—を考えたときに、90番目までの議案を全て精査しなければ結論を出すことができないというふうになってしまう可能性があるのではないのか。そうすると、会社側の事務負担が過大となり、会社における検討に要するコストを相当な範囲内

に抑えるという改正法の趣旨に反することになってしまいかもしれない、というふうに思います。

また、議案の数の数え方における見解の相違とそれに起因する株主の不利益は、請求株主と会社側がコミュニケーションをとり、互いの主張をぶつけたり、適宜提出議案の撤回や優先順位の修正等をしたという協議をする中で、最小化されることが期待されます。

逆に、請求株主が請求後会社側からの連絡に回答しないという没交渉な場合には、一定の不利益を被ってもやむを得ないのではないかとも思われます。そのため、私としましては、 $\alpha$ 説を支持することでよいのではないかというふうに考えています。

#### (7) 複数の株主による共同行使の場合

議案要領通知請求権が複数の株主により共同して行使される場合に、提出することができる議案の数は、株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用されるというふうに考えられています（神田・前掲8頁、竹林ほか・前掲解説6頁注5、飯田・前掲ひろば23頁、齊藤・前掲30～31頁）。

時間が参りましたので少し急ぎますが、この共同行使を行うときに、その共同行使の組合せが複数あり、その複数の組合せに共通する株主がいて、その株主について10を超える数の議案を提出するという状況になった場合に、拒絶する議案はどのように決定されるべきかという点が議論されています（飯田・前掲ひろば23～24頁）。この場合には、共同行使の場合でも、提出できる議案の数は株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用されるという仕組みからしますと、個々の株主を見たときに、上限を超えている株主について、その株主の意思に従って優先順位の定めを適用すればよいというふうに考えられるのではないかと思います。

以上、雑駁な報告で恐縮でございますが、報告を終えたいと思います。いろいろご指導いただければ幸いです。

~~~~~

#### 【討 論】

○前田 山下先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見をよろしくお願いいたします。全体が密接にかかわっていると思いますので、どこからでも結構です。

#### 【定款変更議案の数の数え方】

○伊藤 レジュメ7ページ以下の、定款変更議案の数の数え方ですけれど、具体的な議案を考えていろいろ議論した方がよいと思います。それで、今、ご報告を伺いながら考えてみたのが、例えば、株主が、「本定款第何条及び第何条にかかわらず、当株式会社の商号は何々、本店所在地は何々とする」という定款規定の新設の提案をしたとします。これはやはり議案の数としては2個とすべきなのでしょうか。

というのは、これは、形式的には1個の条項として、しかも規定の新設の形で提案を行っているのですね。ただ、分解はできなくもないので、2個と数えるべきなのか、あるいは、このように株主が無理やりに1つの条項に全部の提案を入れきたら、1個だと数えざるを得ないのかということが、まず気になります。

また、仮に、今私が言ったような例について2個の提案だと数えると、これが10個目と11個目に該当した場合に、処理が分からなくなってくるのですよね。2個の提案だとして、10個目と11個目に当たっちゃうと。この場合、2個の提案なのだけれども、株主総会での採決のときに分離することはできないので、全部拒絶できると考えるのか。会社が選択して商号か本店所在地かどちらかを株主の原案から削って、無理やり片方だけ決議をしなきゃいけないというように扱うのか。このあたり、どう考えたらいいのでしょうか。

○山下 非常に難しい問題を質問していただき、ありがとうございます。

少なくとも、報告で説明いたしました立案担当者が考えているであろうルールからしますと、それは商号と本店所在地という別の事項を変える定款変更であって、第1のルールで、内容に着目すると2つという数え方になり、それが相互に矛盾しないので、第2のルールで、1の議案とみなす対象にはならない。結論として、2の議案であるということになるように思います。

しかし、そうしたときに、ではその議案をどう取り扱えばいいのかというのが、先生のおっしゃるとおり非常に困難な問題になります。

ここで言っている数え方、議案の数というのは、あくまで数的制限の適用との関係で言われている数え方であり、採決の仕方は本来関係ないはずで。そうしますと、従来の採決の仕方を踏襲するのであれば、株主が、先生がおっしゃったような定款変更の議案を出したのであれば、一括して採決するというのが従来のやり方であったのであろうと思います。それが10の中にとどまるか、あるいは10の外にとどまるのか、そのどちらかに当たるのであれば問題ないのですが、またがったときには、先生のおっしゃる問題が生じます。

それで、どう考えるかということですが、拒絶できるのですが、ただ、どっちが10か、どっちが11かも分からないということにまずなってしまうですね。

○伊藤 元の定款規定の変更の提案なら、まだ分割できると思うのですが、アメリカ合衆国憲法の修正条項みたいに後から規定の新設の形で出してこられたら、それも難しいように思ったわけです。後は、状況によって、株主提案権の濫用だという理屈で全部拒絶できるという扱いしかないということでしょうかね。

○山下 まず、請求株主とのコミュニケーションの中で、これはもう10をまたぐのだから切ってくれという願いをして、応じてくれればいいし、応じてくれなければ、濫用で2件とも拒絶

するということを考えざるを得ないのかもしれないですね。

○伊藤 私、あえて扱いにくい事例を考えて質問したところがあります。ただ、本気で扱いにくいものを出そうと思うと幾らでもできてしまうわけですよね。ただ、そういう提案についてうまく処理できないようなルールなのであれば、私は、この定款変更議案の数え方のルールというのは、正直、混乱を生じさせるだけで、賢明な立法だとは思えないのです。それもあって、質問させていただいたのです。ありがとうございます。

#### 【第1ルールと第2ルール（レジュメ7頁）の関係①】

○前田 山下先生のご報告にあり、また今の伊藤先生のご質問にも現れていましたように、定款変更議案の数え方についての判断基準が非常に不明確であるということは、否定できないところであろうと思います。

そのうえで、レジュメの7ページから8ページにかけて、第1ルール、第2ルールという形でご説明くださったのですが、第1ルールについては、8ページの頭のところで、内容に着目することはおよそ疑いないのではないのでしょうか。第1ルールについてまで形式的に提案株主の提案の仕方によるのであれば、数の制限を設ける意味がなくなってしまうので、第1ルールは専ら内容で見る。その関係で、ほかの議案についても、議案の内容に着目して数を数えるということになるのだと思います。

すなわち、第1ルールでは内容に着目して、数の数え方との関係でのみ、議案をばらばらにするわけですね。どこまでばらばらにできるかということについては、社会通念に照らしてというお話もありましたが、第1ルールのレベルでは、要するに、それだけで株主総会決議の対象となり得るかどうかという基準で割り切って、とにかくばらばらに細分化するのではないのでしょうか。そのうえで第2ルールのレベルで初めて、社会通念とか

提案株主の意図を考慮して、まとめるべきものはまとめるということだと思っております。

第1ルールの段階で、例として挙げられたように「それに伴う規定の整備を行う」という部分までも含めて1個の議案にしてしまいますと、それこそ山下先生ご指摘のように、第1ルールと第2ルールの境界が極めて不明確になってしまいますね。私の理解では、とにかく第1ルールでは、形式的にばらばらできるところまでばらばらにしますので、例えば挙げられた例の「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備」の「それに伴う規定の整備」という部分は、別の議案にカウントすべきなのではないでしょうか。「監査役の廃止」だって、考えようによっては、「監査等委員会の設置に伴う規定の整備」と言えなくもないですよ。

したがって、第1ルールは形式的に見て、そのうえで第2ルールを当てはめる。第2ルールでは社会通念とか提案株主の意図を考慮しますので、基準が不明確であることは確かだと思っておりますけれども、少なくとも第1ルールについては、形式的にばらばらにできるところまではばらばらにする。私はこのような理解でいたのですが、いかがでしょうか。

○山下 前田先生がおっしゃっていただいたようなやり方が、ルールの適用としては非常に分かりやすくなるように思っています。

ただ、矛盾関係の有無を一個一個検討していく必要が出てきますけれども、そのときに「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備」であれば、ある程度自明というか、社会通念としてここまでは矛盾するということと言えとすれば、結局そこは社会通念で考えるということになるのかもしれない。第2ルールの適用のところで緩やかに考えるのであれば、先生のおっしゃったような形が一番分かりやすいのではないかと思います。

もしそこで矛盾関係を厳密にとっていくということであると、定款変更の議案をばらばらにしたときに、一つ一つこれは矛盾してないよねというよ

うな話になったりすると少しややこしくなるのかなと思いますので、第2ルールの判断の仕方との関係性でやはり考えていく必要があるのではないかと思います。

○前田 ありがとうございます。

○北村 私も、株主提案権に関する今回の改正で一番分かりにくいのは、レジユメの7ページから8ページの定款変更議案の数え方だと思います。伊藤先生、前田先生のご質問に関連して質問させていただきます。

8ページで引用されています会社法制（企業統治等関係）部会の議事録を確認しました。部会で田中亘先生は、例えば電力会社の株主総会において「使用済み核燃料再処理事業から撤退する」「再処理を前提とした中間貯蔵施設への使用済み核燃料の輸送を行わない」「再処理工場に使用済み核燃料を輸送しない」という提案は、社会通念上1つの議案だとおっしゃいました。山下先生の分け方でいくと、これは第1ルールで1つと考えるのです。

○山下 そう理解しました。

○北村 第1ルールと第2ルールなのですが、第1ルールにおいて提案をできるだけばらばらにしているのだったら、今の例でも、それぞればらばらにできるわけですね。ところが、もし第2ルールの適用として、8ページの論点3にあるように、法令上相容れないものだけが相互に矛盾するという意味なのだと考えますと、田中先生が出された例は、法令上は相互に矛盾しないのです。ただ、論理的に矛盾しそうだということになります。

私が思いましたのは、第1ルールと第2ルールがあって、第1ルールで議案の数が決まって、つまり2以上かどうかが決まって、そこから第2ルールで矛盾しているかどうかを決めるのではなくて、第1ルール、第2ルールというのは、両方まとめて考えた方がいいのではないかと思います。もし第2ルールについて法令上相容れないというものを矛盾すると考えるのであれば、田



中先生が出しておられるような、論理的にこれは一固まりだねというのは、第1ルールでやってしまわざるを得ない。

逆に、第2ルールの相互に矛盾というところを、法令以外でも論理的に矛盾するものも含むというふうに広く考えるのであれば、前田先生がおっしゃったように、第1ルールのところでできるだけばらばらにしてしまうということが考えられる。

考え方としてはどちらもいけると思うのですが、できるだけばらばらにする方が、会社がそれらを検討する負担が大きくなってくのではないかと思います。ですので、私としては、第1ルールと第2ルールを厳格に分けて考えるのではなくて、双方の趣旨を考えながら個数を考えていくべきだと思っているのですが、いかがでしょうか。

○山下 先生もおっしゃるとおり、どちらも論理的には成り立つと思います。ただ、条文の規定の仕方との関係で、改正305条4項4号が「2以上の議案」と書いていて、それについて異なる議決がされたとすれば、内容が相互に矛盾する可能性があるときに、1の議案とするというようなことを書いています。条文を素直に読みますと、第1のルールと第2のルールはどうも分けた方がいいように思ったのです。こういう2つのルールがあって、それを区別するとすれば、できるだけ第1のルールではばらばらにするという方が、分かりやすいということを申し上げたわけです。

実際の運用としてはどちらがいいかというと、第2のルールのところで、かなり諸事情を勘案して緩く見るのであれば、会社の負担もそれほど大きいものにならないのではないかとというふうに考えると、前田先生のおっしゃったようなやり方でもいいのかなとも思いますが、北村先生のご意見も十分理解はできると思います。

#### 【株主提案権における権利の濫用の解釈】

○小出 私、改正についても一つよく勉強していなくて、大変勉強になりました。ありがとうございます。

先ほどの伊藤先生と山下先生のご議論、私がかつていないから初歩的なことかもしれませんが、伊藤先生が非常におもしろい事例を出されていて、10個目か11個目かという提案の数え方について会社側と提案者側とで見解の相違があるというような場合について、先ほどのご議論の中では、最終的には、全体として権利の濫用となるかどうかという解釈の方向で解決する可能性をちょっと議論されていたように思います。

例えば10個か11個かで見解が分かれていて、それで交渉したけれども、株主の方は10個と言って折れてくれないので、その場合に、会社の方が11個だと判断して、全体として権利の濫用だと言えるというそのロジックがちょっと、何が濫用なのかなという気がしていて、権利の濫用というのはかなり一般的な条項なので、相当慎重に検討しなくてはならない、特にこういう条文ができた後は一層慎重に扱わなくてはいけないのではないかと気がするのです。

判例でも、株主提案に関する権利の濫用が問題になったHOYA事件とかでも、割と慎重に検討しているような感じはあって、10個か11個かというレベルのときに、権利の濫用で会社に著しい損害を及ぼすのだというふうに言うのはなかなか難しいのではないかと直感的に思ってしまったのですけれども、そのあたり、権利濫用という伝家の宝刀というか、そういう方向でいくというのが、最後の妥協点としては、あるいは調整点としてはやはり望ましいことなのでしょうか。

○山下 確かに、従来の裁判例での権利の濫用の認め方を見ますと、かなり厳格にとっているのはおっしゃるとおりだと思います。権利の濫用で調整するという処理の在り方が望ましいかということ、そこはなんとも言いがたいところですが、どうしても拒絶したければ、権利の濫用だという主張をせざるを得ないのだらうということもまず申し上げた上で、ただ、それが実際に裁判所で認められるかということ、確かににおっしゃるとおり難しい気がします。

○小出　　ちょっと聞き方を変えると、権利の濫用による株主提案の排斥に関する解釈というのは、一般論として、この条文ができたあとは変わる余地はあるというふうに山下先生はお考えですか。それとも、やはりそこは基本的にはあまり変わらないというふうにお考えなのでしょうか。

○山下　　私としては、改正の中で、濫用的な行使による弊害に対処するということが言われていますが、そこでいう弊害として、株主総会における審議の時間を特定の株主が独占してはいけないというような否定的な評価を行ったと考えるべきであろう、と。それは会社法がそういう規範的な判断をしたというふうに考えるべきだろうという考えを持っております。そうしますと、従来よりは総会の準備などにおける会社の事務負担を、権利濫用を肯定する要素としてより考慮しやすくなるのではないかと思いますし、より進んで考慮すべきではないかというふうに私としては考えています。

なので、今、小出先生から質問していただいた点でも、結局、請求株主と会社が円滑にコミュニケーションをとって、提案したいのだったら、10と11の議案として分割してくださいという、これは合理的なお願いだと思うので、会社側がそういうお願いをしたときに、請求株主がいよいよと言って特に合理的な理由もなく拒否する、あるいは全く会社側の連絡に返答しないというような場合は、やはり否定的に評価してよいのではないかというふうに思ったのです。

ですが、実際に裁判所がどう判断するかというところはちょっと難しい……。

○小出　　山下先生のお考えは大変よく分かりました。すっきりしました。ありがとうございます。

#### 【議案の数の数え方と取締役の権限①】

○飯田　　今の10個目と11個目の話に戻りますが、その決め方は、取締役が決めるということなのではないかと思ったのですが、違いますでしょうかというのをまず確認させていただければと

思います。

○山下　　それは、株主側が優先順位を付けているという前提で議論をしていたのですけれども、優先順位として10個が決まらないので、最後は取締役が決めればよいという解釈をすると、確かにそうなるように思います。

#### 【業務執行事項に係る株主提案権】

○飯田　　議案の数え方の話の前提として、そもそも議案の個数の制限をするかという問題があったと思います。アメリカは1個に制限していると思うのですが、アメリカは、こういう議案の数え方の規定をたしか置いていなかったと思います。いずれにしろ、日米で株主総会とかの権限も違うので、単純な比較はできません。定款変更を通じて実質的な業務執行の決定をすることが日本だと株主の権限としてできていることになっていると解されているので、そういう提案が多いという状況にあります。そこで、立法論の質問ですけれども、山下先生の今日のご報告の大前提としては、このあたり、定款変更を通じての株主提案で様々な業務執行的な内容に影響力を与えようとするということについて、何かお考えがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山下　　まず、株主提案権の制度趣旨について、状況の変化に応じて考え直すべきであろうというふうには、思っております。ただ、じゃあそこからどう変えるかというところになると、まだ自分の中で確たる結論を出すには至っていないというのが正直なところではあります。

業務執行事項、あるいは株主提案として提案できる内容の制限というのも一案であろうとは考えております。ただ、まだもう少しいろいろ考えたいと思っているところというのが、差し当たりの回答となります。

#### 【共同行使の意義】

○飯田　　次に、レジュメ10ページあたりの論点ですが、共同行使のところで、どういうときが

共同行使だろうかという話が本当はあるのだろうか  
など思っていて、一番単純な例でいくと、ある株  
主が一人で 20 個提案したいのだけれども、10 個  
の制限がかかるから、会社とかを設立して法人格  
としては 2 つに分けているというような、大量保  
有報告とかだったら共同保有者とみなされるよう  
な類型ですけれども、そういう共同行使だとい  
うときに、メルクマールとして何かあるのでしょ  
うか。何をもちて共同行使と言うかということに  
ついて何かお考えがあれば、伺えればと思います。

○山下 要するに、潜脱的な部分にどう対応す  
るかということですよ。その点については、も  
うここは形式的に解釈してよいのではないかとい  
うふうに思っています。あとは、その対応があま  
りにもひどいのであれば、別の法理、つまり権利  
濫用とかで考えていくということなのかなとい  
うふうに差し当たりは思っています。

○飯田 分かりました。ありがとうございました。

#### 【数的制限と株主総会決議の瑕疵の関係】

○伊藤 先ほどの議案の数え方についての補足  
が 1 つと、あと別のことを伺いたと思います。

先ほど飯田先生、小出先生がお話しされてい  
たところ、特に飯田先生が、結局 10 個目か 11 個目  
は取締役が決めるということなのでは、というふ  
うなことをおっしゃっていたわけですが、順  
番を決められたとして、採決のときに直ちに分割  
できないような形の定款変更議案が出されたら、  
やはり困ることは困ると思うのです。結局そう  
すると、最終的には権利濫用で処理せざるを得な  
いのかなと思います。

そのあたりの権利濫用の考え方は、山下先生が  
先ほど説明されたことに私は賛成します。あるい  
は、逆にそこまでひどくないのであれば、会社が  
任意に取り上げればよいというだけの話かもしれ  
ないと思いました。

それで、別の伺いたいこととして、議案の数の  
制限のルールが総会決議の瑕疵にどのように関係

してくるのかというところが気になっています。  
報告を伺って 2 つ気になった点があります。

まず、そもそも議案の数の制限のルールに会社  
が違反して、本当だったら取り上げねばならな  
かったのに取り上げないということがあった場合  
は、これは従来どおり、議題を取り上げなかった場合  
と同じような処理になるのかなと思います。つま  
り、議案を取り上げなかったということは、それ  
について決議が行われていないので、取消しの対  
象も存在しないから、基本的には決議の取消しと  
いう話にはならない。ただし、ほかに成立した決  
議について決議方法の著しい不公正と言えるよ  
うなときには、そちらの方に取消事由があるとい  
うぐらいかなと思ったのです。この理解でよい  
かということ伺いたいたいののが 1 つ目です。

もう一つ、決議の瑕疵に関係しそうかなと思  
ったところですが、4 ページと 5 ページで、山  
下先生は、制限を超えていた場合にも、会社が任  
意に通知することは可能だというお話をされまし  
た。これは拒絶事由にすぎないから、制限を超  
えていても、会社はたとえば 12 個目まで通知して  
やってもいいと。そこで、そのことが決議の瑕疵  
に結びつき得る場合として、任意に取り上げよう  
と思ったら取り上げられるのに、それをせずに形  
式的に 10 個でバサッと切ったことが、招集手続  
であるとか決議方法の著しい不公正になるとい  
うことが、論理的にはあり得るのではないかと、思  
ったのです。

つまり、株主が提案していること自体は 12 個  
目まではまっとうな提案で、穏当な会社であれば、  
任意に 12 個目まで取り上げるだろうと。ところが、  
その会社は 12 個目まで取り上げずに、バサ  
ッと 10 個で切ったと。そのような処理は、決議  
方法の著しい不公正になり得るのではないかなと、  
思ったということです。

これは、4 ページで山下先生もおっしゃった、  
提案数が多いからといって、全部が当然に不合理  
で無意味な提案内容ではないという話と関係する  
のかなとも思っていて、そのあたりについて、ご

見解を伺えればと思います。

○山下　まず、ご意見をいただいた、改正 305 条 5 項の誰が拒絶対象議案を決めるかというところで、取締役が 10 と 11 を決めていいのかどうかというところですが、先生のご意見を聞いたうえで改めて考えると、数的制限との関係で、どこまでの議案が数的制限にかかるかということは、5 項の本文で取締役が決めることができたとして、先生がおっしゃるように、議案を分割するというような変更を行っていいのか、そこまでの権限が取締役に与えられているかということ、確かにそこは疑問があると思います。なので、そこは少し分けて考えないといけないと思います。

次に、ご質問の 1 点目ですが、取り上げなかったという場合の処理は、先生におっしゃっていただいた理解を私もしておりました。議案が取り上げられなかったということですので、取消しの瑕疵が生ずるような決議は原則としては存在しないのけれども、同一議題の別議案に係る決議については取消事由が生じ得ますし、場合によっては、招集手続の著しい不公正になるということもあり得るのだらうなというふうには思いました。

また、ご質問の 2 点目ですが、拒絶事由なので、10 を超えて 12 を任意に通知することはできるということが大前提です。そのうえで、お尋ねいただいたシチュエーションで、著しい不公正となることが全くないかということ、ちょっと分からないところではあるのですが、私としては、形式的に切ることを許容するとしても仕方がないのではないかなと思ってはおります。といいますのも、数的制限を導入したということは、内容とかをいろいろ考えずに切れるようにするために数的制限を課したということですので、そこは仕方がないのかなというふうにも思います。

○伊藤　ありがとうございます。

#### 【議案の数の数え方と取締役の権限②】

○加藤　ご報告ありがとうございます。

今の伊藤先生のご質問に対する回答で山下先生

のお考えは大体分かったのですが、追加で質問させて下さい。定款変更議案が 305 条 4 項に抵触した場合、定款変更議案の内容を修正する権限が取締役会にあると考えないと、このルールは機能しないと思います。

例えば、伊藤先生が出された 10 個目か 11 個目かという話をもう少し簡単にすると、株主としては定款変更の議案を 1 個出して、その中に 20 個の事項が含まれているという場合、305 条 4 項 4 号に明らかに抵触するので、会社はこのまま取り上げる必要はありません。別の言い方をすると、20 個のうちの 10 個分について、株主には権利がない。株主提案をする権利がないのだから、定款変更議案の内容を修正する権限が取締役会にはあるということにならないでしょうか。

伊藤先生が出されたような、定款に商号や本店所在地を変更する旨の 1 条を追加するというような場合は、確かに、取締役会が商号か本店所在地のどちらかに斜線を引くというような修正ができるかは難問です。しかし、少なくとも株主にはそのような議案をそのままの状態で開催通知に記載することを求める権利はないと思います。

最終的には交渉によって、株主が自ら適法な形に修正することが望ましいと、私も思います。しかし、そのような交渉が行われる際に、株主の権利及び取締役の権限の内容が出発点として明らかにされている必要があるのではないかと考えます。

このように考えると、山下先生がおっしゃった、定款変更議案を修正する権限は取締役にないという解釈は、伊藤先生がおっしゃったような例に限っての話なのか、それとも、事項ごとに規定が分かれているような場合も変更できないという趣旨なのかご意見を伺えたらと思います。

以上です。

○山下　もともと、会社と請求株主の間でやりとりをする中で、基本的には株主に修正してもらおうということを考えていて、そのことが頭の中に強くあったもので、先ほどのようなお答えをしてしまったわけです。けれども、内容に着目してど

こかで切るということになりますので、そういう形式的には1の議案だけれどもどこかで切るということは、取締役の権限としてあると言わないと、そもそもこの規定の意味がないということは、確かにおっしゃるとおりかなと思いました。

悩ましいのが伊藤先生の例ですけれども……。

○加藤 伊藤先生の例で、10個目と11個目を含む定款変更議案を全て取り上げないことは、違法だと思えます。9個しか取り上げていないということになるので。ですから、10個までは取り上げてもらう権利が株主にはあるのだと言わざるを得ません。株主の出した定款変更議案をどこまで修正できるかという話なのですけれども、取締役会に修正できる権限があると解釈した方が、株主と取締役会との間の交渉がうまく進むように思えます。

つまり、株主としても、やはり練り直さないと変更されてしまう可能性があるというふうにした方が、取締役と株主との間の交渉がうまくいくのではないかと考えています。

○山下 ここでは、採決の方法は、いじっていないという話になっています。しかし、採決の方法というか、採決のための議案の構成の仕方まで影響が及ぶことになるということなのですかね。

他方で、10個の議案を必ず取り上げてもらえるかというところは、実は私はそうは思っていないというか、10個目と、11個目を切り分けることができるのだったら、10個のうちなのだけれど、権利濫用で切られたのだからもう9個ですかねというふうには考えていたので、そこは、私の中では、少し先生と意見の違うところかなというふうに思いました。

○加藤 仮に10個の範囲内であっても、権利濫用によって認められないということはあると思えます。権利濫用というのは、権利はあるが濫用は認められないという話です。権利濫用の問題を考える際に、どこまでが権利として認められているのかということを確認にする必要があると思うのです。

株主にとっては、株主総会の招集通知に書いてもらう、議案として取り上げてもらえる議案の内容が重要です。そして、株主が提案する定款変更議案が305条4項に違反する場合には、その一部しか招集通知には記載してもらえない権利しか株主には認められないと考えます。

ですから、取締役会は305条4項に違反する株主の議案の修正もできると解せるように思います。

#### 【第1ルールと第2ルールの関係②】

○齊藤 議案の数え方は、私も非常に悩ましいと思っているところです。考え方として、厳密に第1ルール、第2ルールを決めるという考え方と、北村先生のようにざっくり両者を一緒に考えるという考え方があるというように議論から理解したのですけれども、これは議案というものの定義をしていなかったところに起因すると思われます。私も、北村先生と同じような立場によらざるを得ないのではないかと思います。

絶対的な基準から第1ルールを求めるということになると、前田先生がおっしゃったような立場にならざるを得ないと思うのですが、そうしますと、正しい議案の数は、会社の数え方とも、株主の数え方とも違うという場合もあり得るような気がするのですけれども、実際の紛争は結局、これを2とか3だと言う会社と1だと言う株主、ほかの株主も意見を言うようだったら、その意見も関係するかもしれませんが、主張している当事者の中で、どの人の言い分が一番説得力があるかという相対的な評価によらざるを得ない。そのときに、社会通念上の固まりで、さらに両者は両立し得るかどうかなという点につき、その具体的な事案ごとに、誰の言い分が一番筋が通っているかという観点から判断せざるを得ないのではないかと思います。なので、抽象的な規範をこれ以上に厳密に詰めることは難しいのではないかと考えております。

北村先生が出された、田中亘先生がおっしゃった事案であれば、会社も1つであることを争わな

いのではないかと。3つに分けてどれか1つだけ通ってしまったら会社も困るのではないかと思われるのです。そういう場合は、会社と株主の間で、そもそも数の数え方に争いが出ないかもしれない。そういう事案もあり得るということで、あまり絶対的な基準の定立にこだわらない方がいいのではないかと考えております。

最終的に悩ましい事案というのが出てくるはずで、それを内容の制限のところで排除する余地を本来は残していたのではないかと思うのですけれども、それが今回の改正で落ちてしまったので、内容につき濫用的なものが何かという点を解釈でもきちんと具体化していかないと、会社も、最後の一般条項で拒絶する余地がなくなってしまう。今後の課題はそこにあるのではないかなと考えております。

以上、コメントです。ありがとうございました。

○山下 非常に悩ましい問題だということはよく分かりました。

#### 【議場における議案提案の限界】

○洲崎 議場における議案提案権については、提案数の制限がありません。そもそも、取締役会設置会社では、招集通知の際に議題として通知された事項以外は決議できません。定款変更の場合だと、議題として通知されるのは「定款一部変更の件」で、議案として具体的に定款第何条をこういうふうに変更するという形で出てくるのだらうと思います。この場合に、会社側が議案として改正を提案しているのは全く別の定款の条文について株主が議場で議案を提案することは制限無しに認められるのでしょうか。例えば会社側が定款15条を変更するという議案提案をしたのに対して、株主が議場で、定款2条はこういうふうに変更する、3条はこういうふうに変更するという形で、議案提案をすることは認められるのか。議題は定款変更として事前に通知されており、その議題に関する議案であるとして、追加的に議案提案をすることができるのかどうか。

一般論としてそのような議案提案は排除されていないのだとすると、今回の議案提案の制限は、議場での提案にはかかってこないもので、議場で幾つでも出せるということになりそうですが、それについては議長の議事整理権・秩序維持権で処理するという事なのか。

○山下 修正動議ではなくて、ということでしょうか。

○洲崎 修正動議ではなくて、定款変更という同じ議題の範囲内で、全く別の定款の条文の修正を提案してきたというようなケースです。だから、修正動議とはちょっと違うと思います。

○山下 議題の「定款の一部変更の件」というところだけから言うと、確かに出せるような気もするのですが、修正動議ですら、議題から予見可能な範囲内に限定されるという議論からすると、果たしてそういうのが自由に出せるのかというのはよく分からない。しかし、最後は議長の議事整理権で対応できるのではないかなという、ちょっと安易かもしれませんが、そういう解決があるのかなとは思いますが。

○洲崎 15分ぐらいはしゃべらせてやるけれども、それ以上はだめよという形で発言を打ち切らせるということでももちろん対処はできると思いますが、そもそもの議題と議案の関係についてよく分からなかったので伺った次第です。しかし、この点については定説があるわけではないということでしょうかね。

○山下 あまりこの点は考えていなかったこともあり、すみません、また勉強しておきます。

○洲崎 どうもありがとうございました。

#### 【議案の数の数え方をめぐる会社と株主の間の見解の相違がある場合の争い方】

○黒沼 議案の数の数え方について会社と株主の間で争いがあるような場合に、難しい問題が生じるのは当然と言えば当然なのですが、株主が10以上の提案であるということを目覚して優先順位を付けてきた場合に、会社は株主と違う数え

方をして、かつ 10 以上と考えれば、その優先順位を無視して特定の議案を取り上げないということもできてしまうように思われるのですね。そういったことを認めていいのかという点について、ご意見があれば教えていただけたら幸いです。

○山下 会社と株主の間で見解の相違があつて個数の数え方が違ふとすると、株主が言っている優先順位がもう機能しないというのはおっしゃるとおりでして、そこで交渉で解決できないのであれば、最終的には、株主が言う優先順位というのは適用しようがないので、取締役が決めるということになるのかしらというふうに考えます。

○黒沼 最終的には、裁判で決議の瑕疵があるかどうかという形で争われることになるということでしょうか。

○山下 それか、仮処分ですかね。招集通知に記載することを求める仮処分命令の中で争う余地はあるとは思いますが。

○黒沼 なるほど。質問に対する答えとしてはよく分かりました。ありがとうございます。

○前田 まだご質問があるとは思いますが、時間になりましたので、本日の研究会はこれで閉会とさせていただきます。

山下先生、ご報告どうもありがとうございました。